

令和6年6月からの負担額が変わります

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養標準負担額および生活療養標準負担額の改正が行われ、令和6年6月1日から適用されます。

※社会保険など、国民健康保険や後期高齢者医療でない方は、加入している健康保険にお尋ねください。

※低所得区分に該当する方は事前に「標準負担額減額認定証」の交付が必要です。

※療養病床等に入院中の方は、1日につき生活療養費370円がかかり、また負担額が一部変わる場合があります。詳細は入院先医療機関等へお尋ねください。

	区分	現行	令和6年6月から
・上位所得 ・現役並所得 ・一般	国保70歳未満：ア、イ、ウ、エ 国保70歳以上：3割負担者、2割負担者で 住民税国保課税世帯 後期高齢者：3割・2割負担者、1割負担者 で住民税課税	460円	490円
低所得II	国保70歳未満：オ 国保70歳以上：低所得II 後期高齢者：区分II	210円 (過去1年間の低所得II入院期間 が90日以上の場合160円) ※1	230円 (過去1年間の低所得II入院期間 が90日以上の場合180円) ※1
低所得I	国保70歳以上：低所得I 後期高齢者：区分I	100円	110円
低所得に該当しない小児慢性特定疾病児童または指定特定医療を受ける指定難病患者		260円	280円

※1 入院日数の届出が必要です。

40代～50代の男性の皆さまへ 風しんの抗体検査・予防接種受けませんか？

〈問合せ〉
保健課 食育健康・対策係
☎ 75-4960

【対象者】

1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年
4月1日生まれの男性の方

●クーポン券が届いたら…

→抗体検査を受ける

→抗体検査の結果、十分な抗体価がない
と判明した方は、予防接種を受ける

【当日持参するもの】

- ・クーポン券
- ・本人確認書類

詳細は市HPを
ご確認ください→

無料

5月上旬にクーポン券
送付済み



風しんは、これまで風しんにかかる予防接種を公的に受ける機会がなかった一定の世代の男性を対象に「風しんの追加的対策」(※令和7年3月31日まで)を実施しています。

国は、これまで風しんにかかると発症し、リンパ節の腫れが見られます(明らかでない時期)を経て、発疹、発熱、リンパ節の腫れが見られず(明らかでない時期)で見られないこともあります。

あなたが風しんの感染を拡大させて
しまう可能性があります

配食ボランティアに ご協力いただけませんか？

〈問合せ〉
うきは市社会福祉協議会 ☎ 76-3977

うきは市では、高齢や障がい等により十分な食の確保ができない方に、安否確認も含めた配食サービスを行っています。

この配食サービスを支えているのは、多くのボランティアの皆様です。この活動にご協力いただける配食ボランティアを募集します。

活動日：月曜日～土曜日
活動時間：10：15～(約1時間)
15：15～(約1時間)

※お好きな曜日、時間を選んでください！

週1回、月2回・・・でも大丈夫です！

